

# みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和7（2025）年9月1日（月）

開会 午後4時00分

閉会 午後4時45分

場所 市役所5階特別会議室

## 出席者

（選挙管理委員会委員）

委員長 石原正裕

委員 加藤好光

職務代理者 吉岡 稔

委員 寺嶋敏勝

## （事務局）

書記長（総務部部長） 城 千穂子

書記（総務課専任副主幹） 小野田 浩司

書記（総務部次長兼総務課長） 近藤 晋

書記（総務課副主幹） 窪田 大輔

書記（総務課主幹） 森田悟史

公開の状況 公開

傍聴者 なし

## 次第

1 挨拶

2 議題

（1）選挙人名簿定時登録（令和7（2025）年9月）について

（2）みよし市公職選挙管理規程の一部改正について

（3）個人演説会等の公営施設の指定について

3 その他

令和7年執行予定みよし市長選挙について

名前	内容
近藤書記	<p>それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>それでは始めに、石原委員長よりごあいさつをお願いします。</p>
石原委員長	<委員長あいさつ>
近藤書記	<p>それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
石原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）選挙人名簿定時登録について、書記より説明をお願いします。</p>
窪田書記	<p>議題（1）選挙人名簿定時登録（令和7年9月）について事務局より説明いたします。1ページをご覧ください。</p> <p>令和7年9月定時登録における資格要件になります。</p> <p>1 定時登録の基準日は令和7年9月1日（月）で、登録日につきましても令和7年9月1日（月）、本日となります。</p> <p>2 登録要件は、（1）、（2）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。</p> <p>登録要件の（1）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、令和7年9月2日において、年齢満18歳以上の者になります。</p> <p>次に（2）住所要件としましては、ア 令和7年6月1日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民である者（住民票を移して3か月以上経過した者）、イ 令和7年5月1日から令和7年8月31日までに転出した者で、3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者、ウ 帰化した者は、帰化の届出がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。</p> <p>イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として本市の選挙人名簿に登録されます。</p> <p>4 抹消者については、（1）から（3）のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることになります。（1）は、令和7年4月30日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。（2）は、前回の基準日（6月2日）から令和7年9月1日までに死亡した場合です。（3）は、欠格事項に該当した場合です。</p>

5 その他「転出者」で表示される者とは、令和7年5月1日以降の転出者であり、先ほどの2登録要件で触れた、本市から転出したが、転出後4か月以内の者となります。

続きまして2ページの方をご覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。

令和7年9月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,746人、女23,702人であり、合計48,448人となります。

下に、参考として7月選挙時登録からの増減を示した表を記載しています。

ページをめくっていただき、3ページを御覧ください。投票区ごとの内訳表となっております。4ページは世代ごとの増減表になります。続いて5ページは前回の選挙時登録と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

在外選挙人名簿登録者数についてです。

9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男18人、女13人、合計31人となります。

下には参考として前回7月の選挙時登録からの増減を記載させていただいております。

ページをめくっていただき、7ページは、在外選挙人が在留している国内訳になります。

続きまして、8ページをご覧ください。

こちらは、地方自治法における条例の制定または改廃、監査請求を行うために必要な署名数を告示するものとなります。

これらの請求に必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされていますので、968.9となり、小数点以下を切り上げ50分の1の数は969となります。

次いで、9ページをご覧ください。

先ほどと同様、今回の定時登録における、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数の告示になります。今回登録者数が48,448人を3で割りますと16,149.33となり、小数点以下を切り上げ3分の1の数は16,150となります。

説明は以上となります。

石原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。

吉岡職務代理者 窪田書記	1点質問ですが、国ごとの在外選挙人の登録ところで、国名が正しいか確認はしていますか。 一度確認させてください。
石原委員長	次回の会議の際に報告してください。
吉岡職務代理 窪田書記	登録者数が一律減っていますが、毎年同じような減り方ですか。
吉岡職務代理 窪田書記	今回の登録は4月30日以前に転出したものとなり、前回が1月31日以前のため、ちょうど3月から4月に転出されている方の人数なので、多いかと思います。
吉岡職務代理 窪田書記	毎年この時期は減っているということですか。
吉岡職務代理 近藤書記	減る傾向です。
石原委員長	みよし市の人口も全体的に減っているということですか。
石原委員長	減っているというよりは、横ばいかと思われます。
石原委員長	ありがとうございます。それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。
石原委員長	それでは、(1)選挙人名簿定時登録(令和7年9月)について、ご異議なれば挙手をお願いします。
	<全員挙手>
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものいたします。続きまして、議題(2)みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。
窪田書記	議題(2)みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、説明いたします。 今回改正する内容につきましては、国の公職選挙法施行令の一部改正による選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償額の引き上げに伴い、みよし市議会議員選挙及びみよし市長選挙で使用する、実費弁償及び報酬の額について、規定されているみよし市公職選挙管理規程を

	<p>同様の改正するものです。</p> <p>資料の10ページを御覧ください。こちらは改正文になります。具体的な改正内容については、11ページの新旧対照表の方で説明させていただきますので御覧ください。</p> <p>規程第52条第1項に規定されている、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額及び第2項に規定されている選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額について、改正をします。</p> <p>別表第4の1の方で、選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額として、(3)の航空賃が新たに追加されたことに加え、(5)宿泊料1夜に支払う額が12,000円を23,000円、(6)弁当料1食につき1,000円を1,500円、1日につき3,000円を4,500円に、(7)茶菓料が1日につき500円を1000円に改正します。</p> <p>別表第4の3、選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額として、航空賃が同様に新たに追加され、(2)宿泊料について、1夜につき10,000円から20,000円に改正をします。</p> <p>続いて、別表第5の1、選挙運動のために使用する事務員1人に対して支給することができる報酬の額として、10,000円を15,000円に、2のいわゆる車上等運動員、手話通訳者、要約筆記者には15,000円を20,000円に改正します。</p> <p>資料の10ページの改正文に戻りまして、本日、承認の方がいただけましたらこの改正につきまして、10月2日付で施行したいと考えております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。
石原委員長	改正文の告示番号は、黒丸となっていますが、承認したら番号を入れる形ですか。
窪田書記	そういう形です。
石原委員長	11ページの方で、今回大きな額に改定になりますが、改定するものは公費負担の対象になりますか。
窪田書記	今回の改定については、選挙運動のなかで、候補者が協力者に対し支払うことができる基準の額になります。公費負担の対象になるもの

	ではありません。
石原委員長	それでは、ご質問等他になければ（2）みよし市公職選挙管理規程の一部改正、ご異議なければ挙手をお願いします。
	＜全員挙手＞
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものといたします。続きまして、議題（3）個人演説会等の公営施設の指定について、書記より説明をお願いします。
書記	<p>議題（3）個人演説会等の公営施設の指定について、説明いたします。資料の12ページを御覧ください。</p> <p>公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用することができる公営施設を新たに指定するものです。</p> <p>今回指定する施設は、今年度10月に開館します、みよし市明知町のみなよし交流センターです。</p> <p>公職選挙法では、個人演説会等に使用できる公営施設を第161条で規定しています。1点目が学校、公民館、2点目が地方公共団体の管理に属する公会堂、3点目が市町村の選挙管理委員会が指定する施設となり、今回のみなよし交流センターにつきましては、選挙管理委員会が指定する施設として指定します。</p> <p>13ページに本市の公営施設の一覧を掲載しております。市内の公営施設としましては、44箇所となります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。
石原委員長	ご質問等がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。それでは、議題（3）個人演説会等の公営施設の指定について、ご異議なければ挙手をお願いします。
	＜全員挙手＞
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものといたします。
	それでは、議題は以上となりますので、本日の選挙管理委員会を終

	了いたします。 本日は、お疲れ様でした。
--	-------------------------